

音更町成年後見サポートセンターでは このような事業を行っています。

相談

- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについての相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。
- 相談内容によって必要な関係機関と連携し、安心して生活できるようお手伝いします。

普及・啓発

- 住民の方に対して成年後見制度の理解を深めていただくための講演会を行います。
- 市民後見人養成研修修了生のみなさんと連携して、成年後見制度に関する出前講座を実施します。
- 成年後見サポートセンターの役割や成年後見制度を知っていただくため、パンフレット等を作成し、広く周知します。

お問合せ

☎0155-42-2400

社会福祉法人 音更町社会福祉協議会
音更町成年後見サポートセンター

〒080-0101
音更町大通11丁目1番地
音更町総合福祉センター内

手続き支援

- 成年後見制度の利用が必要な方や、そのご家族の方が制度の利用をしやすくなるよう、関係機関と連携を図りながら解決に向け支援します。

市民後見人の養成

- 判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する市民後見人の養成を行います。
※市民後見人とは、親族や専門職以外の住民による後見人です。権利擁護と地域福祉の担い手として、その活動が期待されます。

法人後見の受任

- 家庭裁判所の審判に基づき、音更町社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、後見業務を行います。

音更町

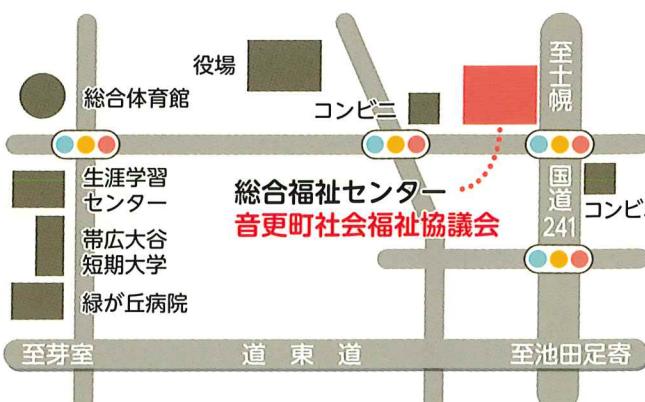
成年後見サポートセンター

だれもが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度について広く知ってもらうとともに、一人ひとりに寄り添った支援をします。



☎0155-42-2400

月曜日から金曜日8:45から17:30まで
(土日、祝日および年末年始12月29日から1月3日は除く)



令和6.6

社会福祉法人
音更町社会福祉協議会

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、自身では十分な判断をすることができない方が、財産の取り引きなどの契約や各種手続きを行う際に、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面でも支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。

制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

◆法定後見制度

本人や家族等が家庭裁判所に申立し、後見人等が選任されます。判断能力により、**後見・保佐・補助**の3つの類型があります。

◆任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や自身の生活、療養看護に関する事務を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

日常生活自立支援事業

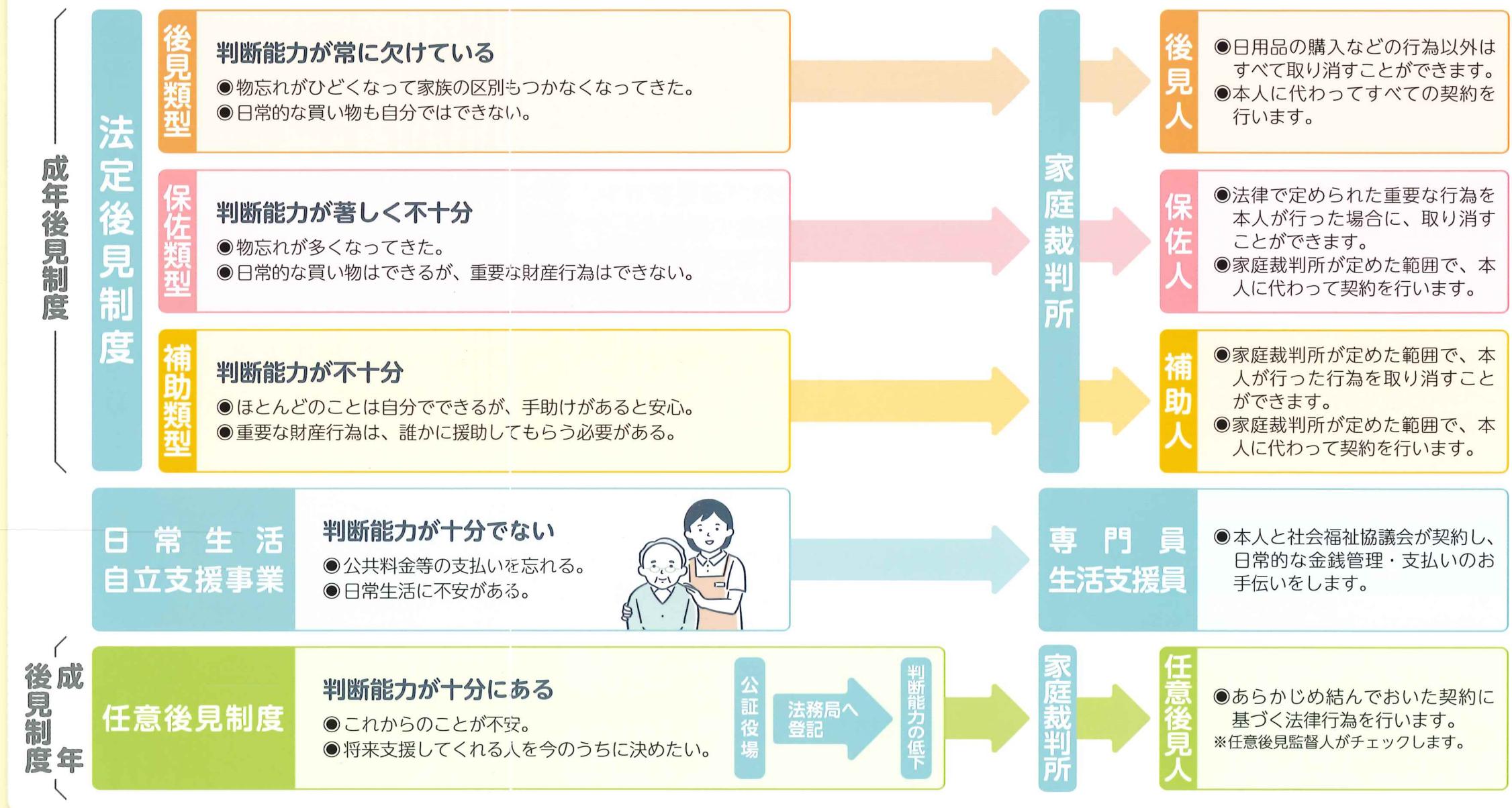
認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力に不安のある方と社会福祉協議会が契約を結び福祉サービスの利用援助等を行うものです。

◆支援内容

- ①福祉サービス利用援助
- ②日常的金銭管理サービス
- ③書類等の預かりサービス

※この事業は本人を代理するような法的権限はありません。

こんな時にはこの制度を!!



法定後見制度の流れ

①準備

- 申立て人や成年後見人等の候補者の検討
- 本人の判断能力や日常生活、経済状況の把握
- 申立ての目的、類型と後見事務内容の整理
- 診断書の手配、戸籍謄本等の準備

②申立て

- 申立て人が本人の住所地の家庭裁判所に申立て
- ※申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長など

③審理

- 【家庭裁判所に申立てます】
- 家庭裁判所による調査
- 審問（必要に応じて）
- 医師による鑑定（必要に応じて）

④審判

- 申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と内容・範囲の決定
- 必要に応じて成年後見等監督人の選任

⑤審判確定

- 本人と法定後見人に審判結果が通知され、法定後見が開始
- 家庭裁判所への後見人等就任時報告
- 関係者への連絡など

登記

